

## 〈論説〉

## 謝花昇の評価をめぐる諸問題—新川明説の検討を中心に

奥谷浩一

はじめに

第1章 新川明氏による大里謝花伝批判と問題の所在

第2章 杣山開墾問題と謝花の開墾事務取扱主任解任の理由

第3章 沖縄県庁内反奈良原グループの存在と謝花の県庁退職理由

第4章 沖縄参政権運動をめぐって

第5章 謝花昇の思想と運動の評価のために

終わりに

はじめに

謝花昇(1865-1908)は明治期の沖縄の社会運動の先駆者である。

謝花昇は東風平間切(現在の八重瀬町)の中農以上の農民の長男として出生した。地元有志から勉学の熱意と優秀さを認められ、その後押しで開設されたばかりの沖縄師範学校に入学した。そして、沖縄の教育改革に注力した県令上杉茂憲のもと、1882(明治15)年に第一回県費留学生として東京へと派遣された。謝花は5名の留学生の中ではただ一人平民階級の出身であった。謝花は初め学習院に入学したが、沖縄県令西村捨三と農商務卿西郷従道からの要請でただ一人ほかの留学生とは別の進路を選択し、学習院を中途退学して東京山林学校(翌年東京農林学校となる)に進んだ。ここで山林学を学び、同予備科を卒業した後、農科本科に進んで今度は農学を専攻した。まもなく東京農林学校は帝国大学と合併して帝国大学農科大学(後の東京大学農学部)となった。謝花は、讃岐国の製糖業にかんする卒業論文を書いて1891(明治24)年に同農学科第一部を卒業、沖縄県初の帝国大学卒業の学士として、また内務省発令の高等官・技師として沖縄に戻り、沖縄県庁に勤めて故郷に錦を飾る。こうして農民出身でありながら学士・高等官にまで登りつめた人物として、謝花は平民階級の希望の星となった。そして、勸業博覧会の沖縄事務委員、沖縄県土地調査委員、九州沖縄八県連合共進会委員、沖縄県砂糖審査会審査長などとして活躍する。専門の糖業関係では、砂糖の現品納税の金納制度への変更、県による砂糖の買い上げ制度の廃止などのために奮闘した。また小農工業者に融資して勸業する沖縄県農工銀行の設立と運営にも尽力した。

内務省任命の高等官・技師として沖縄県庁内で五指に入る地位にあった謝花<sup>(1)</sup>は、立身出世を望もうとすれば、さらに高い地位と資産とを得られたはずであった。しかし、彼はこの道を捨てて



琉球政府1970年9月発行の  
謝花昇の切手

抵抗の道を選んだ。そのきっかけとなったのが、杣山開墾をめぐる問題であった。杣山開墾の問題では、謝花は純粹に貧窮旧士族と農民の救済を考え、その対策として杣山の山林環境の保全という限度内で開墾を認めようとしたのに対し、薩摩出身の奈良原知事は警察と側近とを鹿児島を中心とする本土出身者で固め、琉球王国以来の旧慣を温存して特権階級と富裕層を抱き込むとともに、政府高官・本州財閥などとも癒着しながら、上記の限度を無視して大規模開墾を進めようとした。そのために当初は潜在的であった謝花と県知事奈良原との対立はやがて先鋭に顕在化する。奈良原に地位利用の意図さえあることを見抜いた謝花は奈良原との対立を深め、この対立は引き続き土地整理と杣山国有林化の事業で決定的となる。県庁を退職して下野した謝花は、当山久三らの同志たちを結集して沖縄最初の政治結社「沖縄倶楽部」を結成し、機関誌『沖縄時論』を発行して、奈良原県政批判、共済金問題の追及、杣山国有林化反対、沖縄の参政権運動などに論陣を張った。

ところが時代は謝花らに味方しなかった。「沖縄倶楽部」に結集した同志たちは、奈良原知事側から陰に陽に熾烈な妨害と弾圧の工作を受けて、後に四散した。農工銀行の理事選挙でも敗北して孤立した謝花は生計の路すら断たれ、1901(明治34)年によく山口県大津郡の農事試験場技師の職を得て東京から山口へと赴任する途中で、突然精神障害を発病する。神戸駅で保護された時には彼はこの世の常人ではなかった。その7年後の1908(明治41)年、謝花は44歳の悲劇的な生涯を終える。謝花は、琉球王国以来の封建的遺制と歪められたかたちで推進された沖縄の近代化というふたつの困難と闘い、時の権力に対して抵抗しながら、沖縄の近代の曙の時代を鮮烈に生き、そして力尽きたのであった。

現八重瀬町東風平運動公園に謝花昇の銅像が彼の故郷を見おろすようにして建てられている。このことが示すように、沖縄における自由民権的な社会運動と参政権運動の先駆者としての彼に対する評価は既に定まっているかに見える。しかし、1972年の沖縄の日本復帰後に、新川明氏が「謝花昇の運動と思想の軌跡を冷静に検証する努力」を呼びかけながら、謝花昇にかんする最初のまとまった伝記である大里康永の謝花伝<sup>(2)</sup>とこれにもとづく「虚像」を批判した<sup>(3)</sup>。新川氏のこの問題提起をきっかけとして、謝花昇の思想と運動に対する従来の評価が揺らぎを見せ、その反動として謝花に対する過小評価が生じたように思われる。大里の謝花伝は、謝花研究の先駆的業績として評価されながらも、資料的裏付けの弱さ、事実誤認、資料によらない推測などの弱点を合わせもっていた。新川氏の問題提起は、大里謝花伝のこうした弱点に対する批判とも密接に関わって、錯綜した状況を作り出した。しかし、その後伊佐眞一氏の編集・解説による『謝花昇集』<sup>(4)</sup>の刊行や田里修氏による「東風平・謝花再考」などの論文の公表があり、謝花研究には大きな進展がみられる。

本論文では、謝花研究の新たな進展に学びながら、新川明氏によって提起された大里康永の謝花伝批判と謝花評価の再検討を論評し、謝花昇の思想と運動の歴史的・現代的意義を私なりに確認したい。なお、私はすでに私の論文『『民地民木』をめぐる謝花昇の闘い(1)―(3)』を公表した<sup>(5)</sup>。本論文で言及できなかった点についてはこれらの論文を参照されたい。

## 第1章 新川明氏による大里謝花伝批判と問題の所在

新川明氏は、その著書『異族と天皇の国家』の中で、自由民権運動の闘士として過大に描き出された謝花像の問題点を提起する。それには、「今日すでに固定化されている謝花昇像を、もう一度

素人の素朴な疑問によって洗い直す」作業によって「今日すでに定着している謝花昇像のほとんど絶対化されている偶像をいくらか引き下ろすこともやむなし」とし、「謝花昇の行動と思想は、今日いわれるほど内実の濃いものではなかったはずだ」と主張する<sup>(6)</sup>。その主要な論点は以下の通りである。

第一に、大里は、謝花が東京留学中の1889(明治22)年に中江兆民に師事し、幸徳秋水や木下尚江らと交友関係を結んだと謝花伝に記しているが、これは事実関係の上に立脚しておらず、謝花を必要以上に自由民権の活動家として印象付けるための虚構である。

第二に、大里は、謝花が杣山開墾問題では最初から農民の立場に立ち、公然と奈良原県知事と対立して運動を展開したと主張し、これがその後通説となったが、これには多大の疑問がある。謝花がこの問題に取り組んだ頃には、彼は農民の側に立つどころか奈良原県知事および県当局と一体となり、杣山開墾に反対する農民を抑圧する立場にあった。

第三に、上記の根拠として挙げられるのは、謝花が開墾主任の時代に開墾を許可した面積がその後任の黒川作助の時代よりもはるかに大きいことである。

第四に、謝花は杣山開墾事業の最中に奈良原県知事によって事務取扱主任を解任されたが、その理由は、大里が強調した謝花と奈良原との路線の対立ではなくて、謝花が開墾地で農民とトラブルを起こしたこと、そして奈良原個人が県庁から沖縄出身者を遠ざけて、自らの出身である鹿児島出身者で固めようとしたことによるものである。

第五に、大里謝花伝には重大な虚構がある。それは、沖縄県庁内に謝花を含む5人の反奈良原グループがあり、県知事に対する不信任と排撃の計画があったが、その実行の直前に仲間の密告によって頓挫し、謝花は当時の板垣退助内務大臣に奈良原更迭を訴え、板垣もこれを約束したが、直後に大隈内閣が崩壊し、この約束は果たされなかったというものである。

第六に、謝花らは沖縄の参政権を求め、沖縄全県で衆議院議員4名選出の実現に向けて国会や有力議員に請願の運動を行っていたが、1899(明治32)年の国会では沖縄の定員を2名とし、その施行については勅令で定めるという決議が採択された。そのさいに、謝花は東京で護得久朝惟と頻繁に会い、「沖縄の代議士は君と僕の二人でいい。宮古、八重山は除外すべし」と働きかけており、そこに謝花の「自利心」が働いていた<sup>(7)</sup>。

第七に、謝花は、内務省の要請でただ一人学習院から東京農林学校へと進路を変更したことに示されるように、内務省とのつながりがあり、「実務的な勉学のみがその関心である優等生」であったから、「農民の出身であるゆえに終始農民の立場に立っていたといわれながら、本質的に農民の中に身を置くことができなかった」<sup>(8)</sup>。

新川氏の以上の論点を中心とする謝花論には、確かに大里謝花伝の誤りを修正し不十分な点を補強する側面がある。しかし、特に杣山開墾の件での同氏の謝花評価には問題があるように思われる。また同氏は、謝花の県庁在職時代と退職後の時代とを区別し、県庁在職時代の謝花は県知事と同様に農民たちを高圧的に押さえつける立場にあったとする図式を強固に貫いており、謝花の思想の一貫性を正当に評価していない。同氏にとって、謝花は沖縄の日本復帰運動と同じく体制を補完する役割を担う者でしかないようである。

## 第2章 杣山開墾問題と謝花の開墾事務取扱主任解任の理由

謝花昇の著書は『沖繩製糖論』のただ1冊であり、杣山開墾問題にかんしては県庁技師時代に彼が起草した「杣山開墾趣意書」、「命令書」、「国頭地方本部間切杣山の景況」と題された報告書、それに謝花らが発行した雑誌『沖繩時論』の論説「杣山談片」があるのみである。しかし、これらの論述の中には、山林と河川と海との自然生態系上の関わり、樹木の過剰な伐採と森林の荒廃が生態系に及ぼす影響が適確に把握され、杣山の森林環境と国土を保全し、杣山を保護・管理する農民の生活を保護する姿勢が明確に示されている。

### (1) 杣山とは何か

杣山とは、琉球王国時代に形成された、沖繩独特の山林の所持形態を言い表す言葉である。それは、近代的所有以前の山林の共同体的な所持を指し示し、江戸時代の日本本土の村落が「入会」地として共同で保護・管理・利用してきた山野の所持形態と類似している。それは、杣山が琉球王国との関りを持ち、日本本土の入会地が幕府ではなくて各藩と関わる点で異なるものの、両方共に山林の周辺に生活する村民によって保護・管理・利用されて村民の生活を支え、村民によって育成・造林されてきたからである。杣山の利用と管理、そして造林の主体は基本的に「間切」であった。間切とは、琉球王国以来の沖繩独自の行政区画単位であって、ほぼ現在の市町村に相当する。杣山は、王府の監督のもとに置かれながら、実質的には間切の農民たちの手で管理・保護・育成・植林されてきた。間切の農民たちは自分たちの山林を貸しに出すこともできた。彼らは、王府にとって必要な貴重な木材を自分たちの費用で育成・提供し、自分たちの家屋等建設用の雑木を切り出し、樹木の枝払いを行い、下草を刈り取って堆肥とし、雑木・倒木を炭や薪として用い、山林内の植物を食料として利用してきた。飢饉のときに彼らを救ったのも実に杣山であった<sup>(9)</sup>。

こうした杣山の歴史に一大変革が訪れた。それは、明治維新によって断行された廃藩置県に伴う琉球王国の廃止（「琉球処分」）であり、杣山の開墾とその国有林化（「杣山処分」）であり、地租改正につながる土地整理事業であった。

### (2) 謝花の「開墾趣意書」に示された杣山開墾の目的と趣旨

新川氏による大里謝花伝批判と謝花評価の重点は杣山開墾問題にあるから、われわれはこの問題にかんして謝花が書いた報告書をやや詳しく分析する必要がある。

謝花は自ら起草した「開墾趣意書」<sup>(10)</sup>の中で杣山の開墾の理由をふたつあげている。ひとつは、沖繩の人口が今や40万人を超えたにもかかわらず耕地面積がきわめて少なく、農民が何度も飢饉と渇水に苦しんできたことを考慮すると、これではどうてい将来の危機に対処できない。もうひとつは、「琉球処分」による王府の廃止で多数の首里士族が無禄となり、土地も資本もなく農家に雇われる者すら生じているという状況を打開することである。謝花はこれらに条件を付け加えている。それは、杣山をむやみに開墾するのではなくて、「山林の保護」に配慮しつつ、「名は杣山と稱するも其の實は數十年來荒蕪に付し去つて敢て問はざるものの如し」であるような荒地に限り、しかも「各村苦情なき所」、「山林の保護村民の苦情等に差支無之分」に限って開墾することである。さらに、この「趣意書」の最後に「最も舊藩士初め士族人民とも志願の者陸續之あるに付、左の命令書を發し應分の地所貸與致度」とあり、謝花の「開墾理由書」と以下に論ずる「命令書」とはワンセットになっていた。なお、大里はこの「趣意書」を奈良原知事側が書いたと解したが、伊

佐眞一氏は、そうではなくてこれは謝花自身が起草したものだということを考証した<sup>(11)</sup>。

### (3) 土地開墾にかんする「命令書」

この「命令書」<sup>(12)</sup>は、徳島県の製糖業者が1893(明治26)年12月に石垣島の開墾を申請したさいに、開墾事務取扱主任である謝花昇が起草し、奈良原県知事名で交付された。その文章と内容がよく練り上げられていて、農学と林学と環境科学の見地から見てきわめて妥当である。また、開墾が上記の目的以外のことで行われることを防ぐための厳しい諸条件が付加されていることに注目すべきである。これらの主要な点は、まず開墾地が「無償貸与」であること、謝花が開墾許可を杣山内の荒蕪地に限定し、土地開墾の目的を沖縄特産のサトウキビの栽培に限定したこと、県庁の許可なしには開墾目的を変えられず、しかも開墾には7年以内に開墾の作業を終わらせ、開墾地の「無償貸与」に30年という期限を設定したこと、期限終了後にはこれを返還すること、開墾地の樹木を県の許可なく伐採することを禁じたことである。謝花は、琉球王国以来の慣例を踏まえて、杣山は間切の農民が維持管理してきた共有財産であって、これを民間に払い下げたり、私的に所有することがあってはならないと考えていた。また謝花は、樹木の濫伐が河川と国土を荒廃させ、杣山とこれを生活の糧とする農民の生活を脅かす根源であるというメカニズムを十分に理解し、たとえ開墾許可地であってもむやみに樹木を伐採してはならないと考えていた。さらに、謝花が貧窮士族だけでなく農民をも開墾許可対象者にし、小農にも新たな生計の機会を与えようと配慮していることも重要である。確かに、大里謝花伝では謝花が開墾主任でありながら奈良原知事に対立して最初から開墾反対の立場で行動したと強調する嫌いがあった。この点にかんする新川氏の指摘は正当であろう。しかし、新川氏は上記の点をほとんど考慮していない。

上記の諸点に、謝花と奈良原県知事側および彼と結託した旧特権階級・富豪層との間に相容れることが出来ない決定的な対立があった。謝花と奈良原知事とは杣山開墾という一点でのみ一致していたが、その目的と理由にかんしては全く異なっていた。謝花が純粹に貧窮士族と農民の救済、製糖産業の振興を目的とし、しかも森林環境保全の限界内で開墾を考えていたのに対し、奈良原県知事側にはこれとは全く別の動機があったからである。

### (4) 国頭地方の巡視報告書

謝花は1894(明治27)年1月に国頭地方の杣山巡視を命じられた。その報告書が「国頭地方本部間切杣山の景況」<sup>(13)</sup>(以下、「景況」報告書と称する)である。この「景況」報告書にも謝花の森林観がよく現れている。謝花がこの巡視で目にしたのは、樹木の甚だしい濫伐という憂うべき事態であった。事態を重く見た謝花は村民にこう説得した。「此一兩日巡回して見るに甚だしく荒れ居るが或は山林は不用のものと考えしか、若し然れば其は甚だ心得違ひなり樹木の成長は遅きものにして、今必要が出来たからとて早速作る、ものにあらず。今の如く荒せば早晚薪炭、家作材等も他處より買入ざるべからず、斯なるときは非常な困難を來すものなり。又山林が荒れば田畑にも害を及ぼし又この渡久地港の如きも早く埋り船を泊する事の出来ざる様になるが、貴君等もよく考へ子孫の困難せざる様、山の取締充分に行ふべし」<sup>(14)</sup>と。この謝花の言葉は、簡潔にして要を得ているだけでなく、「杣山」の由来と現状、山林の保全が人民の生活に直結すること、山林の生態学的重要性、山林と川・港の生態学的つながり、そして自然生態系を維持保全することの環境倫理的な「世代間倫理」をも適確に述べていて、秀逸である。また、謝花は農民たちに「充分山林を愛し樹木の植付けを成すべし」とも論じており、そこには、山林をたんに管理・伐採・利益の、ま

して林学的な対象として見るのではなくて、心から愛着をもって山林を見守り、その世話をしてほしいという真情が発露しており、まさしく現代の環境思想に通ずるものである。

この謝花の巡視中にはさまざまな苦情が続出した。これに対して謝花は、開墾は官側から坪数を限定して許可されているので、これを超えて勝手に開墾坪数を増加しているのは当の開墾者の罪であり、開墾の下見に来るものはたとえ金持ちであるとしても、県知事は貧窮士族に限って許可するはずだから、その心づもりでいてほしい、またこの度の開墾は規則を作って山林取り締まり上差し支えないところから許可するので、心配は無用だと繰り返している。この「規則」とは、伊佐真一氏が推測するように、先の「命令書」を指しているであろう。そして最後に、彼は農民たちをやや突き放したようにこう述べている。「貴君らが云ふ理由にては開墾を拒むことは到底六つかしい。仮令知事公に嘆願しても仕方がないから左様心得べし。若し嘆願書を出すなら知事公宛に出すが宜しと云ふて帰したり」<sup>(15)</sup>。

#### (5)「首里士族の杣山開墾願出に対する回答」

ところで新川氏は、謝花のこの言葉が農民たちに高圧的だとして、これをことさらに重大視する。そして、この「景況」報告書を提出したおおよそ4カ月後に本部間切の農民代表4名が「杣山開墾不許可被成度義に付歎願」を奈良原知事宛に提出し、杣山開墾を許可しないように求めたことを自説の根拠とする。新川氏はこう述べている。「謝花は、たとえどのように地元農民が反対しようとも、これを押さえつけて、いかに杣山開墾（貧窮士族と産業開発のための）を断行するかに意欲を燃やしていたか、ということを知らしめる例証にはなっても、奈良原の開墾方針を牽制するものであるなどは、どうも考えられないことなのである。その時の謝花は“良吏”たろうとして、みずからの持てる才能を大いに発揮しようと意気込んでいる青年技師の姿以外の何物でもない。」<sup>(16)</sup>しかし、杣山開墾反対を請願したのは、当然ながら農民層のなかでも小農や貧農たちではありえない。謝花の開墾許可は彼らに甘蔗栽培で新たに生計を切り開く機会を与えるものだったからである。この嘆願書だけを根拠にし、これが農民のどの階層から提出されたのかを分析せずに、この時期の謝花像を新川氏のように描くことは、事態を正確にとらえているとは言い難いであろう。

ところで謝花は、自ら起草した「開墾趣意書」と「命令書」、そして「景況」報告書に示された考え方に従い、1894(明治27)年7月、首里士族28組200人余りが提出した名護・本部・今帰仁の杣山開墾願いを不許可にした。彼はその理由を「首里士族の杣山開墾願出に対する回答」<sup>(17)</sup>（以下「回答書」と称する）の中で述べているが、それは「右出願の箇所は樹木繁茂し、又は他の出願地と重複致候」からである。これに見られるように、謝花が開墾を許可したのは荒蕪地であって、樹木が繁茂している土地ではなかった。つまり、彼は杣山の森林環境の保全を念頭に置いていたのである。また、「他の出願地と重複致候」というのは、特定の個人に開墾地を集中させないための配慮であろう。謝花のこのようなやり方が、もともと杣山の森林環境の保全や杣山農民の生活を考慮せずに経済的利益と権力基盤の安定を求める奈良原県知事側との間の溝をいっそう深くしたに相違ない。そして、謝花は1894(明治27)年9月頃、つまり上記の「回答書」を出したわずか約2カ月後に、奈良原知事によって開墾事務取扱主任を解任されたのである。

新川氏は謝花のこの開墾不許可をどう見ているのか。奇妙なことに、同氏はこの不許可をもって謝花と奈良原知事との間に対立があったとするのは「ナンセンス」とする一方で、両者の間に「基本的に見解のくいちがいがあり、それは開墾事業が進行する中で次第に明確になっていったらう

ことは疑い得ない」<sup>(18)</sup>と述べている。このふたつの文章とは明らかに矛盾しており、同氏の謝花像が動揺してディレンマに陥っていたことを示している。

なお、新川氏は大里謝花伝のそのほかの「罪深い虚構」を指摘しているが、それは謝花が1897(明治30)年12月に土地整理事業の開始にあたって土地調査委員に任命された後、沖縄各地で演説会を開いて「開墾反対」を叫んだという大里の記述<sup>(19)</sup>である。これに対して新川氏は、謝花が各地で遊説を行ったことは事実だが、それは杣山官有化に反対するもので、謝花が県庁を「免官」になった後のことだと主張する。確かに大里伝には演説会にかんする記述が二箇所あり、その最初は杣山開墾問題の最中で、謝花が県庁在職中のことであるように書かれている。謝花が県庁在職時に開墾反対の演説会を開いたということは考えにくく、この点での新川氏の指摘は正しいであろう。大里謝花伝のこの箇所は演説会を聴いた人からの聴き取りに基づいているから、謝花が演説会を開催したことは事実であろうが、大里の聴き取りはその内容から見て県庁退職後のこの演説会の時のことだと思われる。だが、大里はこれを混同して謝花県庁在職時の演説会のものとしている。また、謝花は1893(明治27)年12月4日に土地調査委員となっている<sup>(20)</sup>から、大里と新川氏の双方に誤りがある。

#### (6) 謝花の開墾事務取扱主任からの解任の理由をめぐる

さて新川氏は、沖縄県当局の杣山開墾に一貫して反対し続けたのは、上記の請願書を提出した本部間切の農民たちであり謝花は彼らの対立者として存在したとみなし、「謝花昇が開墾主任を解任されるころは、このような対立関係はまだほとんど激化していない」<sup>(21)</sup>という図式にこだわるから、杣山開墾を巡る両者の対立の激化を解任理由とすることはできず、これ以外のふたつの理由を挙げざるをえない。

第一は謝花自身の「落ち度」である。同氏が依拠するのは、謝花をしばしば個人攻撃し時には悪罵を投げつけた『琉球新報』の次の記事である。「彼[謝花のこと—筆者]が開墾処分主任のときに予定の区画を逸して以て森林に侵入せんとして人民を激昂せしめ時の警部長田中坤六氏に弾劾せられ、之か為主任を解かれたるを知るのみ」<sup>(22)</sup>。これは、1899(明治32)年2月16日に掲載された記事であり、太田朝敷の「沖縄倶楽部と沖縄時論」と題する攻撃文の一節である。この謝花攻撃文は、謝花の開墾主任の解任からすでに4年5カ月が経過している。そのような太田の記事にどれほどの信憑性があるであろうか。この記事の「予定の区画を逸して以て森林に侵入せんとして人民を激昂せしめ」とある部分を、同氏は「謝花昇は、予定の払い下げ区画以外の杣山の開墾まで許可しようとして、地元農民との間にトラブルを起こして解任されたことになる」<sup>(23)</sup>と理解するが、これは拡大解釈であろう。また、謝花が「予定の区画を逸して以て森林に侵入せんとし」たことが事実だとしても、開墾主任であり開墾許可の責任者である謝花がこのことで糾弾されたりするとは考えられないし、「予定の払い下げ区画以外の杣山の開墾まで許可しようとして」トラブルを起こしたのというのも奇妙な話である。謝花は開墾許可の責任者だからである。さらに同氏は謝花が「さらに努力してよき官吏たろうと志した」<sup>(24)</sup>として、その最大の根拠は謝花が後に「高等官五等」を贈られさらに「従六位」に昇進したことだとするが、謝花の贈位や昇進は政府内閣が発令するものであり、県庁内の評価や待遇とは直接の関係はないはずである。

新川氏が掲げる第二の理由はこうである。「開墾主任・謝花昇がその地位を解かれたのは、沖縄人が官界の中枢に進出することを押さえた奈良原県政の基本的な性格によると考えられるし、謝花

昇をしてのちに反奈良原の運動に押しやった動機も、主としてその点にあった」<sup>(25)</sup>。しかしこれは、謝花と奈良原の杣山開墾を巡る対立を全くの一般論に解消する議論であろう。たしかに奈良原知事には、警察官の募集を自らの出身の鹿児島で行うなど、鹿児島出身者の優遇は目に余るものがあったが、謝花が最高権力者に媚びへつらうような人物であれば、たとえ彼が沖縄出身者であっても大きな利用価値があるから、冷遇・解任されはしなかったはずである。例えば、首里士族出身の仲吉朝助の場合がそうである。仲吉は謝花が県庁で遠ざけられると、奈良原知事と依孫一参事官によって重用されて知事側の立場で杣山国有化と土地整理事業を推進したが、その後杣山無償払い下げを主張し、杣山を有償で払い下げようとした奈良原知事と対立して県庁内で冷遇され、後に県庁を去ったという<sup>(26)</sup>。

謝花の後任として開墾事務取扱主任となったのは、黒川作助なる奈良原腹心の人物であった。黒川は鹿児島県出身で、1885(明治18)年に十等属の沖縄県役人であったことが確認される。彼は県属であって謝花の部下でもあり、ノンキャリアの官吏に過ぎなかったから、高等官・技師として県庁で五指に入る地位にあった謝花がこのような県属にすぎ替えられること自体、いかに異様な更迭人事であったかがわかるであろう。

#### (7) 大里の杣山開墾地配当面積調査表について

黒川は新しい開墾事務取扱主任に任命されたあと、国頭地方を視察して知事あてに「伺書」を提出した。これと謝花の上記のいくつかの文書に通底する思想とを対比すれば、その矛盾対立の所在は明らかである。黒川の「伺書」は、同じ場所に複数の開墾出願者がある時は「先頭者に許可の積取調のこと」とし、開墾場所は「目下林相を成さざる場所」であって、ここには「多少の苦情を省みず」に開墾を許可する<sup>(27)</sup>としている。つまり、黒川の開墾方針では、謝花の「開墾趣意書」には開墾の目的が「士族の救助」と明記されているのに対して、黒川の「伺書」にはこれがなく、開墾願い出を受け付けた順にこれを許可するとある。これは、出願者とその経済的状況を吟味せずに願い出順に許可するということである。これは謝花の開墾趣意からの甚だしい逸脱であり、開墾趣意を無にするものである。田里修氏もこの点に注目する<sup>(28)</sup>。さらに、「多少の苦情を省みず」の文言には、県当局の権力をバックに開墾を強行する強権的姿勢が示されている。

新川氏は、大里の謝花伝に掲げられている開墾地配当面積調査表にもとづいて、こう述べている。「むしろ謝花が主任をしていた時期にこそ、首里華族および他府県人に対する払い下げ開墾地の面積が大きい」<sup>(29)</sup>「この時期に尚家を中心とする首里華族が取得した前述の百六十七万一千九百坪のうち、そのおよそ三分の二は、謝花の主任時代(明治二十六、七年)に許可されたものであり、同じく他府県人の八百十万四千坪のばあいは、その大半の七百五十四万坪が謝花時代に許可されたものである」<sup>(30)</sup>。そしてこれを根拠に、開墾をめぐる方針の対立によって謝花が解任されたとする大里謝花伝の叙述は「つまるところ謝花昇がこの時期すでに、農民の立場で奈良原知事に代表される支配権力にあくまで抵抗して、ついにその地位(開墾事務取扱主任)を追われたというように仕立て上げたいための苦しい作為といえよう」<sup>(31)</sup>とさえ述べている。

しかし、謝花は開墾地を「払下げ」たのではなくて、30年の期限付きで「無償貸与」としたのであり、「払下げ」たのは杣山を国有林化した後の奈良原知事であったから、新川氏には重大な事実誤認がある。この誤認によって同氏は、謝花が杣山の大规模開墾に直接加担したかのような印象を与えている。たしかに、謝花は自らの開墾事務取扱主任時代の1893(明治26)年に華族に北谷間



切の499,800坪の開墾許可を与えて「貸与」し、翌年も越来間切の704,178坪の開墾を許可しているから、合計面積は1,203,978坪である。大里の統計資料に基づけば、1893(明治26)年から1899(明治32)年の間に首里華族に「貸与」された開墾地配当総面積1,671,978坪のうち、謝花が開墾主任として「貸与」を許可した面積は1,203,978坪であり、総面積の3分の2にあたる。しかし、謝花が首里華族に対して多くの山林を開墾許可したのは、彼らが抱える貧窮士族の救済が急務だったからであり、尚順が証言するように、県の最高権力者である奈良原知事の強い開墾意見の前に「折れた」<sup>(32)</sup>からでもあったであろう。だが「折れた」ということは、対立・対抗する関係の中で相手に譲歩したことであり、対立・対抗を前提している。だから、新川氏が謝花と奈良原との間にこの対立・対抗関係がなかったとするのは論理的におかしいことになる。

上記の数字についてさらに言えば、翌1894(明治27)年に謝花は首里華族に対して与えた国頭地区開墾許可はゼロであり、首里那覇人は合計456,500坪、地元個人はゼロであるのに対して、地元間切村は合計1,048,028坪と突出している。他府県人の開墾許可については、大里が掲げる調査表では、田里氏が主張した<sup>(33)</sup>ように、八重山諸島は謝花の管轄外で、彼は八重山開墾許可には関わっていないと考えられるから、上記の面積から750万坪(これは他県人に許可された)を差し引くと、わずかに4万坪となる。しかも、これは国頭農会長であり青森県出身の朝武士干城の名で出願許可されたものであった。朝武士は土地整理事業が終了したのちにこれを自らの所有にしたという。だから、新川氏の所説にはかなりの誤解と誇張があり、検討しなおすべき余地がある。なお、大里の統計は「杣山開墾台帳」に基づいているようであるが、開墾年度がバラバラに掲げられるなど、錯綜していて全容が理解しにくく、その統計数字とその出所についてはさらなる精査が必要であろう。

謝花担当の1894(明治27)年の開墾配当地面積と黒川担当の翌年以降のそれとを比較してただちに了解されることは、謝花が首里華族にはまったく開墾を許可せず、他府県人にはごくわずしか許可しておらず、地元間切村に圧倒的に多く開墾許可しているのに対し、黒川が首里華族、首里那覇人、地元個人、そして他府県人へときわめて広大な開墾許可を与えていることである。そこには謝花が条件としたような貧窮士族の救済や樹木繁茂地を除外するなどの森林環境に対する配慮は全く消えて去っている。首里那覇人、地元個人に優先的に開墾許可するということは、富裕な個人の土地開墾を許すことであり、他府県人に開墾許可するということは、近々に土地整理が行われることをかぎつけた日本本土の政治家・高級官僚・資本家・財界人に対して沖縄の土地あさを許すことを意味する。これは後に、謝花が当初に付した30年の貸与期限が反故にされて無期限とされ、さらに杣山開墾に引き続く杣山処分によって民有という名の私有が認められていく布石であった。要するに、本州資本を含めた富裕な人々は日本本土で進行していた入会地国有化とその後の払い下げの動向を敏感に嗅ぎ取って、奈良原知事の意向の下に沖縄の山林・土地に新たな利権を求めて群がり始めていた。彼らにとっては、謝花のような人物が開墾主任として存在することは、このうえなく妨げとなることであった。謝花という邪魔者を排除した後、1895(明治28)年1月には第二回目大規模開墾が行われ、1897(明治30)年5月には第三回の国頭地方杣山の大规模開墾が行われた。そして、これに土地整理という名の沖縄の地租改正が連動して、同時に杣山の国有化=官林化、つまり沖縄の間切からの杣山の収奪が完成し、30年の開墾期限は撤廃されて無期限となり、さらにその後無期限開墾地は民有化=私有化され、広大な杣山山林が旧特権階級と富裕者のものとなっ

た。柚山は文字通り「山分け」されたのである。

### 第3章 沖縄県庁内反奈良原グループの「虚構」と謝花の県庁退職理由

#### (1) 沖縄県庁内に反奈良原グループとその運動は存在したか

大里の謝花伝は、沖縄県庁内で奈良原県知事と対立していたのは謝花だけではなく、彼を含む5人のグループがあり、ここで奈良原知事排撃の動きがあったと記述する。大里は概略こう述べている。これは、謝花のほかに、静岡県出身の書記官の大木房英、警察部長の若林資蔵、典獄某（長谷川資蔵のこと）、書記官某からなり、政策面では奈良原知事の専制的な治政、人事面では鹿児島出身者の優遇などに不満と批判を共通に持つ者の集まりであった。その中心は大木であり、奈良原県知事に対する不信任と県からの追放にかんして協議を重ねたが、これを実行する段になって一人の裏切り密告によって計画が暴露されて頓挫した。その結果、報復人事として大木は休職、若林資蔵は他県への転任、長谷川資蔵も転任の処分を受けた。この排撃計画にかんして、大里は「今日伝えられていることと当時の事実には若干の相違はあるとしても、このことが計画され、実行されんとしたことは、絶対に拒み得ない事実であろう」<sup>(34)</sup>と述べている。さらに大里はこう付記する。謝花は1898(明治31)年夏に上京したさいに時の隈板内閣の内務大臣板垣退助と面談して奈良原知事更迭を請願した、板垣はこれに内諾を与えて後任者を嘉悦氏房に予定していたが、その直後に隈板内閣が倒壊したために、その約束は果たされなかった、と。

これに対して新川氏はある冤罪事件を取り上げる。それは、首里警察与那原分署が無実の人を犯人として逮捕し、拷問を加えて自白を強要したが、後に真犯人が逮捕されて責任を取らされたという事件であった。この事件で警察部長以下何人かの関係者が処分を受けたはずだから、若林が転任したのはこの事件の責任を取らされたためであり、上記の県上級官吏の更迭も真相は不明だが、少なくとも奈良原の排撃が暴露されて処分を受けたためではない。このように新川氏は推測し、さらにこの事件の翌年謝花が「高等官五等」を贈られ「従六位」に昇進したことをあげて、こうしたグループと処罰があったこと自体を否定し、「いわば大里『謝花伝』のつくりごとにすぎない」<sup>(35)</sup>と断定する。なお伊佐眞一氏は、ここにも新川氏の実事誤認があり、上記の冤罪事件で更迭された警察部長は若林ではなくて、その前任者の磯村良行であることを指摘している<sup>(36)</sup>。

この大里説には不可解な点がある。それは、大里が反奈良原グループの中に大木のほかにもう一人の書記官を掲げ、その名前を伏せて「書記官某」とのみ記して、この人物が仲間を裏切ったかのように記述していることである。しかし、伊佐氏が指摘したように、当時沖縄県庁内には書記官は大木だけであったから、この記述には疑問が残る。謝花が1898(明治31)年夏に上京したこと、そして内務大臣板垣退助と会談したことを証明する記録は存在しない。だが伊佐氏は、大里が若林から大木らの動向に関する証言を得ていたこと、謝花と若林が共に帝大卒業で普通以上の関係があり、同年秋に大木、若林、長谷川が東京にいた時期が重なっていて、これに謝花が合流して奈良原更迭を内務大臣板垣退助に働きかけた可能性があることを指摘している。同氏は、彼らが奈良原県政に対して強い不満を持ち、権力に媚びることのない強い正義感の持ち主であったこと、また彼らの休職・転任も懲罰とは無関係であることも突き止めている<sup>(37)</sup>。したがって、彼らが奈良原の暴政に対する不満と彼の排除を語り合っていた可能性は、これが密議や謀議と言えるかどうかは別に

して、また彼らがたとえ処分を受けなかったとしても、大いにありうることである。内務省とつながりのある謝花が板垣内務大臣に奈良原罷免を働きかけた可能性もあるし、板垣が奈良原の後任知事として嘉悦氏房の名前を挙げたことにも虚構とは思えないリアリティがある。また、謝花は県庁退職の翌年同志たちとともに上京して特に高木正年衆議院議員に沖縄の参政権の実現と奈良原更迭を訴えているから、反奈良原グループの存在と板垣内相への働きかけを、新川氏のように「つくりごと」として一蹴するわけにはいかないであろう。そして、謝花の贈位と昇進は政府内閣の発令によるもので、県庁とは直接の関係がないと思われる。

## (2) 謝花の県庁退職理由をめぐって

謝花は1898(31)年12月10日に土地整理問題と参政権にかんする陳情のために上京し、内務大臣あてに辞職願を提出した。これが受理されて20日に内閣の発令で「依願免本官」となった。もはや役人職に束縛されない謝花は、農工銀行の常駐取締役としての活動を継続するとともに、沖縄倶楽部の結成とその機関誌の『沖縄時論』の発行に注力し、柚山国有化反対と参政権運動のために本格的な活動を展開する中で、さらにいっそう農民と小中商工業者の側に軸足を移して活動し始める。なお、沖縄倶楽部の結成は日本本土の自由民権派の立て直しを図った大同団結運動に遅ればせながらも呼応するものであった。

ところで大里の謝花伝は、謝花が官を辞したのは奈良原の圧迫によるものであり、その直接の理由は、謝花が「参政権を獲得してもって長官の専制を抑え、人民の権利を伸長することが沖縄にとって最大の急務だと考え」たことだと述べ、「これは開墾問題以来の謝花の活動の論理的な帰結である」<sup>(38)</sup>と評している。これに対して、開墾問題での謝花と奈良原知事側との対立軸を認めようとはしない新川氏はここでもこれを謝花退職の理由とすることはできない。同氏は、太田朝敷が「謝花技師は、県庁で余りよい待遇を受けず、為めに種々の不平がこんがらかって、明治三十一、二年の頃遂にその職を辞し」<sup>(39)</sup>たと回想していることを示唆的だとしてこう述べている。謝花は「“良吏”としての道を歩み、県内における待遇はさきにもたおりの差別を受け、対人関係も必ずしもうまくいっていなかった。」<sup>(40)</sup>さらに謝花が「農務課長としての職務に専念していたためであろうか」<sup>(41)</sup>とも述べている。

これに対して田里氏は、差別があり待遇が良くなかったことは確かに謝花県庁辞任と関わるが、これは結果であって理由にはならないとし、謝花が1893(明治27)年以来土地調査委員を勤めたばかりか、課長時代には間切島制実施問題などの重要事案に関わりながら、1893(明治31)年7月の土地整理事務官の任命でこの事業から完全に外されたことが大きな理由であると述べている<sup>(42)</sup>。私もこの意見に賛同したい。その2年前に謝花は内務部第五課農務掛及び商工掛へと人事異動され、農事試験場長を兼務したものの、土地整理事業に関わることが出来ずに、閑職へと追いやられたからである。太田とこれと同調する新川氏のような見方は、謝花の行動を「不平」や怨恨のような個人的な感情へと矮小化しているように思われる。柚山開墾以来培われてきた謝花と奈良原との間の路線の対立が顕著となつたうえに、土地整理事務局の人事で謝花の排除が行われた結果、こうしたやり方に抗議して、謝花はいわば県庁と奈良原に辞表を叩きつけたのだと言ってよいであろう。

#### 第4章 沖縄参政権運動について

謝花は、県庁を辞職して自由を得たことで、沖縄の参政権獲得と土地整理問題のための陳情、そして奈良原更迭などの要請をさらに熱心に衆議院議員などへ働きかけることができた。1899(明治31)年1月から謝花とその同志たちが働きかけた人物には衆議院議員の高木正年、尾崎行雄、谷干城、星亨らがいるほか、当山久三が田中正造<sup>(43)</sup>を訪問して大いに気に入られている。またこの間謝花は憲政党に入党している。このような運動をバックに、謝花は上間幸助と共に「衆議院議員選挙法の改正ノ件」の請願を衆議院に提出したほか、沖縄土地整理法の委員会審議に向けてふたつの意見書「仙山の慣行取調書」「其官民有害害陳述書」を提出した。2月20日の衆議院本会議では田中正造が沖縄土地整理法案と奈良原知事にかんする批判と質問を行った。沖縄全県で議員定員4名とする請願は、第14回請願委員会で採択されたが、本会議では不採択となった。衆議院審査特別委員会でも高木議員が謝花らの意向を受けてなお奮闘するが、同年2月23日の衆議院で「沖縄から二名を選出し、その期限は勅令で定める」とする改正法案が議決された。この間、謝花らは日本刀の抜き身をひさげた暴漢に襲撃された。大里はこれは奈良原が仕組んだ襲撃計画だと推測しており、こうした事件は2回以上に及んだらしい<sup>(44)</sup>。だが、謝花らは決してひるまなかった。

こうした謝花らの参政権と衆議院議員定員4名の実現に向けた請願運動にかんして、新川氏は以下のような伝聞を持ち出す。それは、仲吉良光がかなり後になって護得久朝惟から聞いた話として、定員2名を国会決議させたのは謝花の功績であるが、謝花は東京で護得久と頻繁に会って「沖縄の代議士は君と僕の二人でいい。宮古、八重山は除外すべし」と働きかけており、そこに謝花の「自利心」が働いていたという「重大な証言」<sup>(45)</sup>である。護得久は旧按司家護得久朝常の長男であり、夫人は尚泰の長女であった。尚家の権益を守る「尚家の番頭」とも称され、後に沖縄光広運社長や衆議院議員をも務めた人物である。新川氏はこの伝聞にもとづき、これは「当時の旧支配層・特権階級の番頭と手をにぎり、仲よく沖縄の勢力を二分し合おうということで、そこに民衆の側に立つ「民権家」の面影はない」<sup>(46)</sup>と述べて、民権家としての謝花を切って捨てるかのようである。

この伝聞と謝花の「自利心」をどう理解すべきであろうか。謝花らの沖縄県衆議院議員定員4名の請願が不採択になった後、衆議院審査特別委員会では島田三郎議員が沖縄本島からの定員2名選出を提案したのに対し、謝花らの請願を受けた高木議員がなおも食い下がり、宮古・八重山から1名選出の追加修正動議を提出したが、これも否決された<sup>(47)</sup>。これを考慮すれば、謝花は最後まで沖縄本島から2名、宮古・八重山から2名の議員選出を目指して運動を続けていたことは明らかである。そのために謝花が東京に屋敷を持つ護得久と接触し協力を依頼したとしても、何の不思議もないであろう。その時に沖縄本島2名の枠を二人で分けるという話が出たかもしれない。だが謝花からすれば、自分が沖縄選出の議員となれば、16年近くにわたり「琉球王」として沖縄に専制的に君臨することになる奈良原知事に対抗し、農民と小中商工業者の生活向上などのために闘うことができるし、そうした望みがあっても何も不思議でなく、これが「自利心」であるとしても問題はないであろう。だが新川氏は、宮古・八重山を定員から除外することを謝花の「自利心」と結びつけており、そのつながりと何が「自利心」なのかを明確に説明していない。

## 第5章 謝花の思想と運動の評価のために

謝花の思想と運動が不当に評価されないために、最後に三つの問題を取り上げよう。これらの問題で、謝花は一貫して政府の政策と闘い、小中の農民・商工業者の立場に立っている。

1899(明治32)年月末に「国有林野法」が公布され、沖縄では4月1日から土地整理事業が開始された。奈良原知事側は、農民たちの生活の糧である杣山を官有化する働きかけを激しくまた執拗に行い、農民たちの抵抗を抑えるために「官地民木」という言葉に集約される宣伝を流布した。これは、①杣山を官有とすれば租税を納入する必要がない、②杣山を官有にしてもその保護管理は今と変わらない、③杣山の樹木の伐採についても今と同じである、④官有となった杣山の開墾も村民の望むとおりに可能である、という4点を含んでいた。これに対して謝花は「民地民木」を掲げ、論説「杣山談片」<sup>(48)</sup>の中で抵抗の闘いを展開する。謝花にとっては、上記の4点のうち、①以外は虚偽と瞞着以外の何物でもなかった。謝花はこう断言する。杣山が官有か民有かを定める基準は「従来慣行の事実如何」によらなければならないとし、琉球王国以来杣山の慣行であった「杣山材木を公売して代金を領取せしこと」、「自費にて樹木を植栽せしこと」、「私費にて杣山の保護管理を担任せしこと」という三つの根拠から、杣山が民有であるべきことには一点の疑念もない。沖縄では、少数の仕明地(私有地)を除いて、すべて国の土地が貸与されて耕作してきた。杣山も、村民がこれを自由に処分できないものの、これから自由に収益をあげ、これを保護管理してきた。こうした「慣行の事実」を考慮すれば、杣山を共同所有的な民有とすることがふさわしい。「官地民木」論者が言う村民の利益なるものは「奸策」である。すでに全国に「国有林野法」が公布され、沖縄県だけが特別例外として扱われるはずがなく、北海道や台湾を除く他県の事例を見ても特別例外は存在しない。謝花のこの憂慮はやがて現実のものとなった。多くの沖縄農民たちは、苛烈な租税の取り立てを免れようとして杣山国有林化を受け入れたが、その後で初めてその「奸策」の意味を知った。日本本土の入会地と同様に杣山もまた、いったん国有化された後は囲い込まれて農民を排除し、入会地的権利は完全に取り上げられて、農民たちは樹木一本すら伐採を禁じられた。杣山を生活の糧とする農民たちは収奪された杣山を身銭を切って買い戻さなければならなかったのがある。

国家の持ち物となった国有林は、木材生産第一主義に貫かれ、我が国の急速な近代化を支えるとともに、富国強兵政策と侵略的な対外進出を支えるエネルギー資源の供給手段としても機能した。こうした経過を踏まえるならば、謝花の「民地民木」の思想は侵略的な対外進出にも抵抗する力を内在させていた。また、岩倉具視の意見書がきっかけとなって1888(明治21)年頃から「御料林」の創設が開始されたが、謝花の「民地民木」論は、国有林を御料林として皇室の財産とする考え方にも抵抗するものであった。さらにそれは、個人を基礎とする近代的所有概念に対して、間切の共同体的所有の意味を突き付け、「地球市民の公共財」としての森林という現代環境思想に先駆する考え方でもあった。この時期日本本土において明治政府の林業政策に対して、被収奪者である一部農民や田中正造は別にして、林学者や知識人が反対又は抵抗の姿勢を示すことがほとんどなかったことを考慮するなら、謝花が政府の森林政策の根幹に「否」を突き付けたことの歴史的意義はきわめて大きかったといえよう<sup>(49)</sup>。

次に謝花は、農民の生活を考慮しない明治政府の砂糖消費税法に対しても抵抗の姿勢を示した。沖縄諸島では琉球王国時代以来黒糖の専売制度が行われ、その生産の多寡と相場の変動が沖縄経済

を左右してきた。謝花は帝国大学卒業論文で「沖繩糖業論」を取り上げ、県庁時代にも『沖繩糖業論』を自費出版したことで知られるように、沖繩の糖業の発展と糖業に携わる民衆の生活向上を常に気に掛け、その専門家としての研究を怠ることがなかった。そして、台湾が日本の植民地となって以来、沖繩の黒糖生産とその相場に影響を及ぼすことを初め、砂糖をめぐる国際競争が激化する中、1901(34)1月に明治政府は「砂糖消費税法案」を国会に提出した。これに対して謝花は論説「砂糖消費税法案に対する調査」を公表して、この砂糖消費税の増税法案に反対した。彼は「今日内国の糖業に対しては製糖試験場を設け其模範を示し若くは当業者に必要なる智識を授け或は製糖機械を貸付し又は肥料購入の便宜を与ふるが如き専ら保護奨励の道を講し以て輸入を防禦すべき時期なるに拘らず、之に課税せられんとするの議は其当を得たるとの策とは云はれざるべし」<sup>(50)</sup>と述べ、日本国内の製糖業は輸入に頼ることなく、適切な肥料を使用するなどの策を講じ、保護奨励を行うことで、自給の道を歩むことができると力説する。

この増税法案が実施されれば、輸入が増えて、国内製糖業者はいっそうの困難に陥り、課税が保護奨励を伴わなければ、前途の希望を持つことが出来なくなるであろう。他方では、黒糖を産業の柱として来た沖繩ではその影響はさらに大きく、米の代わりに納める貢糖の額は高くなり、製糖業はいっそう薄利の産業となることは必定である。謝花はこう論じて、さらにこう付け加えている。沖繩には貢糖制度があるから、課税されることで製糖業者が減少して納税を滞納する者が多くなることが予想される。しかし、沖繩では滞納処分法がまだ実施されておらず、滞納者が生じた場合はその親類または村が滞納分税金を支弁してきた。ところが、先般施行された土地整理法により個人に土地所有が許されたのに、滞納税金は依然として親類または村が払うようにと強制されており、旧藩時代のままである。「沖繩県は一般税法未だ行はれず旧藩当時の税法によりて徴収せられ且つ宮古郡八重山郡の如きは尚ほ人頭税法によりて之を徴収す」<sup>(51)</sup>。そして、焼酎には出港税という特別税を課しながら砂糖に一般法を適用するのは一貫しておらず、醸造家を保護して糖業家を苦しめるから、こうした不公平を残したまま新しい税を課すことは不当である。こう論じて謝花は、零細の製糖業者に配慮しつつ、旧藩時代の税法の改正と製糖産業の保護奨励政策を行わずに砂糖消費税増税と輸入政策を進める政府を批判した。ここで謝花は旧態依然たる旧藩時代の税法と新法施行との間の鋭い矛盾を指摘しながら人頭税についても触れていることに注意されたい。新川氏は謝花の民権運動が八重山の人頭税を取り上げなかったことを問題視する<sup>(52)</sup>が、事実はこうした見解に反する。

最後に、農工銀行とこれに関する謝花の論説を見よう。農工銀行は小中農民に対する資金貸付と殖産興業を目的として1898(明治31)年から全国に設立された特殊銀行であり、沖繩農工銀行はその翌年に開設された。県庁在職中の謝花もその設立準備に関わり、取締役就任して活動した。1900(明治32)年の株主総会で、謝花らは重役定員数の改正を提起したが、奈良原らの悪質な妨害運動によって敗北し、謝花たちは重役選挙に落選、農工銀行を追われた。この定員数改正の狙いは、首里・那覇の富裕階級を抑えて郡部農民層の利益を反映させ、首里・那覇・鳥尻・中頭・国頭地区から各一名を選出して重役を郡区代表制にすることにあつた。ここにも、奈良原らと結託した首里・那覇の特権層との連合に対抗して郡部農民層と間切を重視しようとする謝花の姿勢が明らかである。

謝花は絶筆となった論説「農工銀行と産業組合」<sup>(53)</sup>でこう書いている。農工銀行は、勸業銀行

とは異なって、大農や大工業者ではなくて小農工業者に対する資本貸付けのために設立されたが、その後設立当初の目的からはずれて、中以上の農工業者が利益を受け、多数の中以下の農工業者に恩恵が行き届かなくなっている。だから、産業組合を小区域に設立することが最も必要である。彼が言う産業組合とは、資本を貸し付けるだけでなく勤儉貯蓄をも喚起する信用組合であり、この信用組合が農工銀行とともに機能することが「金融の円満を図るに於いて最善の機関」である。謝花によれば、これこそが貯蓄欲を養成し、「土着の念慮」を一層深くし、農業者が転職するのを防ぎ、「都会熱を防禦する」とともに地域の活性化を促すに違いない。ここでも、謝花は明確に小農民の立場に立ち、その利益と生活の向上、そして地域社会の活性化を展望しているのである。

## 終わりに

これまで、大里謝花伝とこれにもとづく謝花昇像に対する新川氏の批判を検討してきた。

新川氏が言うように、大里謝花伝にはたしかに謝花を自由民権家としての謝花像へと美化しようとした部分的な欠点があったことは否定できないし、こうした「虚像」や「虚構」を排して謝花像を再構成し、「謝花昇の運動と思想の軌跡を冷静に検証する努力」を継続しようという同氏の問題提起は重要であろう。しかし、新川氏の議論は、謝花の思想をその著述に即して分析するよりは伝聞を重視し、大里伝の謝花像を否定しようとする余り、その反動として謝花の思想と運動の過小評価に陥っているように思われる。謝花には、近代沖縄の黎明期の時代によって規定された制約と不十分さがあったことは事実であろう。しかし、だからといって、その生涯を一貫して沖縄の民衆の生活向上のために努力し続けた謝花の功績を貶めることはできないはずである。私には、新川氏の謝花その人に対する批判がすべて正しいと仮定したとしても、そのことによって謝花昇の思想と運動の全体的評価が変化するようには決して思えない。この批判が謝花の思想と行動の本質を衝いているようには見えないからである。謝花昇はやはり、農民と民衆の立場に立つ、まぎれもない「民権」の思想家・運動家であった。彼は、議会開設・憲法制定・地租軽減を求めて運動を展開した日本本土の自由民権運動が、一方では明治憲法の制定と民選議院の開設によって政府内に取り込まれて体制化し、他方では地租軽減を求める激化運動が鎮圧されて大きく衰退した中で、沖縄が日本のフロンティアであるがゆえに色濃く残っていた遺制を克服しようとし、日本本土の民権運動がなしえなかった柚山と農民の保護、そして柚山国有化や糖業政策に対する批判と抵抗の運動を展開しえたのであった。それは衰退しつつあった我が国の自由民権運動の最後の輝きであったと言ってさしつかえないのではないか<sup>(54)</sup>。[2022年6月4日提出]

## 注

- (1) 田里修「東風平・謝花再考<1>」、『沖縄タイムス』1979年6月27日。なお田里修「沖縄県の地租改正の特色」（『沖縄文化』第15巻2号）、「沖縄県における自由民権運動」（『歴史評論』第415号）をも参照されたい。
- (2) 大里康永『義人謝花昇伝』新興社（第三版は『沖縄の自由民権運動—先駆者謝花昇の思想と行動』太平出版社）。
- (3) 新川明氏の著作には『異族と天皇の国家』二月社、『琉球処分以後』上・下、朝日新聞社、

「<復帰>思想の葬送—謝花昇論ノート」(『新沖繩文学』第18号)などがある。

- (4) 伊佐眞一編『謝花昇集』みすず書房。
- (5) 奥谷浩一「『民地民木』をめぐる謝花昇の闘い(1)」(『札幌学院大学人文学会紀要』第109号、2021年2月)、同上「(2)」(同上、第110号、2021年10月)、同上「(3)」(同上、第110号、2022年2月)を参照されたい。
- (6) 新川明『異族と天皇の国家』204頁以下。
- (7) 同上書、282頁。
- (8) 同上書、257頁。
- (9) 杣山の歴史と定義については、仲間勇栄『沖繩林野制度利用史研究』ひるぎ社、を参照されたい。また、奥谷浩一「蔡温の哲学と林政思想」(『札幌学院大学人文学会紀要』第107号、2020年2月)をも参照のこと。
- (10) 伊佐眞一編、同上書、37頁。
- (11) 同上書、286-287頁。
- (12) 同上書、38-40頁。
- (13) 同上書、41-46頁。
- (14) 同上書、42頁。
- (15) 同上書、44頁。
- (16) 新川明、同上書、214頁。
- (17) 伊佐眞一編、同上書、47頁。
- (18) 新川明、同上書、219頁。
- (19) 大里康永、同上書、231頁。
- (20) 伊佐眞一編、同上書、179頁。
- (21) 新川明、同上書、214頁。
- (22) 『太田朝敷選集』上巻、第一書房、247頁。この記事は『沖繩県史』第16巻資料編6、新聞集成(政治経済1)、101頁にも収録されている。
- (23) 新川明、同上書、227頁。
- (24) 同上書、230頁。
- (25) 同上書、229頁。
- (26) 田里修、同上論文<9>、同上新聞、1979年7月11日。
- (27) 大里康永、同上書、117頁。
- (28) 田里修、同上論文<3>、同上新聞、1979年6月29日。
- (29) 新川明、同上書、222頁。
- (30) 同上書、224頁。
- (31) 同上書、225頁。
- (32) 大里康永、同上書、103頁。
- (33) 田里修、同上論文、同上箇所。
- (34) 大里康永、同上書、162頁。
- (35) 新川明、同上書、237頁。



- (36) 伊佐眞一編、同上書、330頁。
- (37) 同上書、323-325頁。
- (38) 大里康永、同上書、175頁。
- (39) 太田朝敷『沖縄県政五十年』（『太田朝敷選集』上巻）161頁。
- (40) 新川明『琉球処分以後』下、49頁。
- (41) 新川明『異族と天皇の国家』271頁。
- (42) 田里修、同上論文<4>、同上新聞、1979年7月1日。
- (43) 田中正造の環境思想にかんしては、奥谷浩一「田中正造の河川と治水の思想（1）」（『札幌学院大学人文学会紀要』第100号、2016年10月）、同「（2）」（同上、第101号、2017年2月）を参照されたい。
- (44) 大里康永、同上書、194頁。
- (45) 新川明、同上書、280-281頁。
- (46) 同上書、282頁。
- (47) 伊佐眞一編、同上書、202頁。
- (48) 同上書、103-111頁。
- (49) 特に奥谷浩一「『民地民木』をめぐる謝花昇の闘い（3）」を参照されたい。
- (50) 伊佐眞一編、同上書、119頁。
- (51) 同上書、124頁。
- (52) 新川明、同上書、219頁。
- (53) 伊佐眞一編、同上書、125-128頁。
- (54) 松尾章一「大里康永著『沖縄の自由民権運動—先駆者謝花昇の思想と行動』を読んで考えたこと」（『歴史評論』第259号）56-66頁を参照のこと。同氏は謝花を自由民権論者と見なすことに懐疑的である。